座間市監査委員公表第７号

令和８年９月２４日に提出された地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４２条に基づく住民監査請求（座間市職員措置請求）について、同条第５項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和８年１１月２０日

座間市監査委員　　島　田　陽　一

同　　松　橋　淳　郎

別　紙

座監発第５１号

令和８年１１月２０日

請求人　（略）

座間市監査委員　　島　田　陽　一

同　　松　橋　淳　郎

住民監査請求（座間市職員措置請求）について（通知）

令和８年９月２４日に提出された住民監査請求（座間市職員措置請求）（以下「本件請求」という。）について、合議により次のとおり決定したので通知します。

第１　請求の受付

１　請求人

住所　（略）

氏名　（略）

２　請求書の提出日

令和８年９月２４日

３　請求の要旨

本件請求における請求人の主張は次のとおりである（以下、原文のまま掲載）。

⑴　請求の対象とする違反・不当な財務会計上の行為

座間市長　佐藤氏が公唱する小中学校の統廃合計画（中原小学校、旭小学校、および南中学校の３校を廃止・統合し、南中学校校舎を小学校仕様に改修して統合新校とし、令和９年４月から実施する計画。以下、「本件計画」という）において、佐藤氏が不当に支出した下記の金員を座間市に返還することを請求する。

⑵　さらに将来行われることが確実である本計画に基づく以下の違法・不当な財務会計上の行為の差止めを求める。

⑶　本件計画は、教育委員会の専管事項であり、市長部局職員は一般行政職であり主管でもなく、教育行政には関与できる職員ではない。事実、市長秘書課責任者に確認したが、秘書課では本件計画については不知で、教育委員会に聞くように指示された。さらに本計画は未だ全くずさんな計画であるので、ずさんな計画であっても市長個人が参加することは

自由であるが、配下の職員に正規職務として業務命令をして参加せさせる根拠はなく、不当な権限の乱用である。

⑷　本件計画に関わる南中学校校舎の大規模改修工事費、基本設計費、および２小学校の解体・処分費等の一切の予算編成および執行（公金支出の予定行為）。

４　事実証明

本件請求の要旨に係る事実証明書として、広報ざま令和８年６月号７面「第２回　未来へつなぐ学校づくり説明会」の記事が提出された。

５　請求の要件審査

地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条第１項及び第２項の所定の要件を具備しているものと認め、監査を実施することを決定した。

第２　監査の実施

１　監査対象事項

本件請求においては、「第２回　未来へつなぐ学校づくり説明会」（以下「説明会」という。）への市長部局職員の参加に係る給与の支出に違法又は不当な事実が認められるか、また、当該支出が市に損害を与えているかどうかを監査対象事項とした。

なお、請求の要旨に記載された「本件計画に関わる南中学校校舎の大規模改修工事費、基本設計費、および２小学校の解体・処分費等の一切の予算編成および執行（公金支出の予定行為）」については、当該公金の支出がなされることが相当の確実さをもって予測される場合に該当しないため監査対象事項とはしなかった。

２　監査対象部局

総合政策部

３　監査の実施

監査対象部局から、本件請求に係る関係文書等必要な資料の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取する等監査を実施した。

４　請求人の陳述等

法第２４２条第７項に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求人から証拠の提出はなく、令和８年１０月２８日の陳述の機会に出席しなかった。

５　関係職員調査及び関係人調査

総合政策部職員課に対し、書面により関係職員調査を実施した。また、教育部教育総務課に対し、書面により関係人調査を実施した。

第３　監査の結果

本件請求についての監査の結果は、監査委員の合議により次のとおり決定した。

本件請求の一部については、法第２４２条第１項に定める住民監査請求の要件を具備していないと判断し、却下する。その余については、請求に理由がないものとして棄却する。

１　事実関係の確認

監査対象部局から提出された関係書類及び関係人調査により、次の事項を確認した。

⑴　説明会の実施目的について

本件説明会は、「座間市市民参加推進条例（平成１９年座間市条例第２号）第６条第１項第３号に該当するものとして開催し、座間市学校再編計画素案（暫定版）の基軸となる具体的な再編プラン案を保護者や地域住民へ説明し、素案（確定版）作成に、市民意向を反映するための意見収集」を目的として開催されたものである。

⑵　説明会の参加者について

ア　関係部長等の参加について

説明会に参加した市長部局職員等は、座間市学校再編計画策定委員会の委員であり、令和８年６月１５日付けで同委員会の委員長である教育長の事務連絡に基づく依頼により、関係部長等が参加している。説明会の開催日時及び参加した関係部長等は次表のとおりである。

	日時	参加者
１	令和８年６月１４日（日） 午前１０時から午前１１時３０分まで	副市長
２	令和８年６月２０日（土） 午前１０時から午前１１時３０分まで	こども未来部長
３	令和８年６月２０日（土） 午後１時３０分から午後３時まで	地域づくり部長及びくらし安全部長
４	令和８年７月７日（火） 午後６時３０分から午後８時まで	財務部長及び都市部長
５	令和８年７月１１日（土） 午前１０時から午前１１時３０分まで	総合政策部長及びこども未来部長

イ　秘書広報課職員の参加について

秘書広報課職員について、職員課から提出された関係書類を確認したところ、説明会開催日時に各回１人の時間外勤務実績があり、時間外勤務命令簿に記載された作業内容は「市長随行」であった。

⑶　説明会への市長部局職員の参加に係る給与の支出について

ア　関係条例等について

本件説明会は、全５回開催され、このうち４回は、日曜日及び土曜日に開催されており、座間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年座間市条例第１号。以下「勤務時間条例」という。）第３条第１項における週休日とされた日の勤務に該当する。

また、残る１回は火曜日に開催されているが、開催時間は勤務時間条例第８条に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）を超えての勤務に該当する。

座間市職員の給与に関する条例（昭和２９年座間町条例第１２号。以下「給与条例」という。）第２条において給料は、正規の勤務時間における勤務に対する報酬とされている。

イ　関係部長等の給与の支出について

給与条例第１２条では、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対し、時間外勤務手当を支給すると規定されている。一方、同条例第１５条の２第１項の規定による管理職手当を支給される職員には、同条第２項の規定により、同条例第１２条の規定は適用しないこととされている。本件説明会に参加した関係部長は、管理職手当の支給対象職員であり、同条の規定による時間外勤務手当は支給されていない。

また、副市長は、座間市常勤特別職職員の給与に関する条例（昭和３１年座間町条例第９号）に基づき給料及び手当が支給されており、同条例には時間外勤務手当の規定はない。

ウ　秘書広報課職員の給与の支出について

職員課から提出された関係書類を確認したところ、説明会開催日時に秘書広報課職員の時間外勤務実績があり、給与条例第１２条に基づき時間外勤務手当が支給されている。

なお、令和８年７月１１日（土）午前１０時から午前１１時３０分までに開催された説明会については、管理職手当の支給対象職員が出勤しており、当該時間外勤務実績に係る時間外勤務手当の支給はなかった。

２　判断

⑴　関係部長等の給与の支出について

請求人は、「本件計画は、教育委員会の専管事項であり、市長部局職員は一般行政職であり主管でもなく、教育行政には関与できる職員ではない。正規職務として参加させる根拠はなく、不当な権限の乱用である。」と主張している。関係人調査により確認した事実によれば、本件説明会への参加は、教育長からの依頼により、関係部長等が出席をしている。教育長は、市長部局職員に対する指揮命令権を有するものではないが、本件における関係部長等の出席は、教育長からの依頼を受けて行われたものである。関係部長等が当該依頼を受けて説明会に出席することについては、その職務と関連性等を踏まえて判断されるべきものであり、市長がこれを認めたことは、職務上の必要性に照らした裁量の範囲内

の判断と認められる。

また、法第２４２条第１項に基づく住民監査請求は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補塡するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度である。

これを本件についてみると、関係部長は管理職手当の支給対象職員であり、給与条例の規定上、時間外勤務手当の支給対象とはならないことから、説明会への出席によって時間外勤務手当が支出された事実は認められない。また、副市長についても、座間市常勤特別職職員の給与に関する条例に時間外勤務手当の規定はなく、説明会への出席そのもののために給与の支出がされた事実は認められない。よって、法第２４２条第１項に規定する違法又は不当な公金の支出があったとは認められず、住民監査請求の対象とはならないため却下する。

⑵　秘書広報課職員の給与の支出について

請求人は、本計画が教育委員会の専管事項であることを理由として、市長部局の職員は教育行政に関与できる職員ではなく、当該職員に対する業務命令は不当である旨主張している。しかし、職員課から提出された関係書類を確認したところ、秘書広報課職員の時間外勤務命令簿に記載された作業内容は、本件説明会への参加を目的とするものではなく、市長の秘書業務に係るものであった。したがって、当該時間外勤務命令は、説明会への参加を目的としたものとは認められない。これは本来業務であるため、説明会開催日時において時間外勤務を命ぜられたことによる秘書広報課職員への時間外勤務手当の支出には違法又は不当な事実はないと認められる。よって、請求人の主張には理由がないのでこれを棄却する。

以　　上